

令和2年5月12日

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う中小企業支援策(第二弾)

テナントオーナー向け テナント賃料支援事業を開始します

新型コロナウイルス感染症の拡大により、区内の店舗や企業の売上が減少しています。

感染防止のため休業要請されている飲食店や、売上が減少している物販店などの賃借人に対して、テナントオーナーが賃料を減額した場合に、減額した賃料の一部を助成することで、区内の店舗等を賃貸しているテナントオーナーを支援するとともに、賃借人である店舗等の経営基盤の維持と支援に努めます。

概要

■対象者

区内で店舗等を賃貸している中小企業者(法人・個人)

■助成条件

新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により売上が減少しているテナントの賃料を減額していること

■助成金額

減額した賃料の2分の1

※1物件当たりの助成限度額は月額15万円

を限度とし最大3か月分

■助成対象

令和2年4月～9月分(予定)までの賃料(最大3か月分)

■助成件数

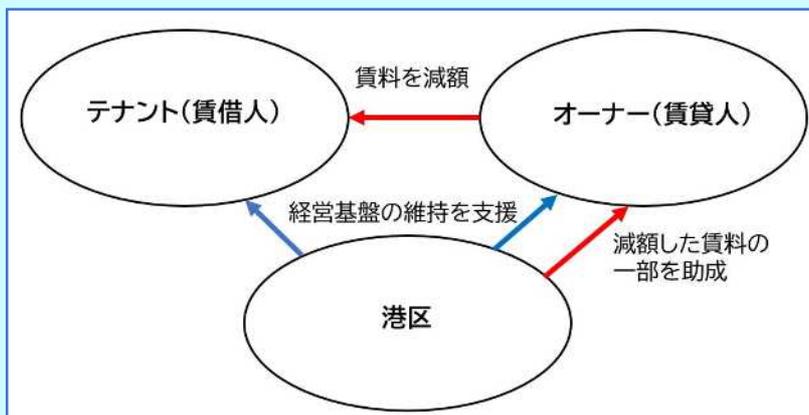
15,000物件を想定

■募集開始日

令和2年6月上旬を予定

※令和2年8月末日申請分まで

港区・オーナー・テナントの関係性図



<助成例>

賃料が月額 600,000 円の店舗で、テナントオーナーが6月から8月の3か月間の賃料を50%(300,000円)減額した場合

月額賃料 **600,000円** × 減額率 **50%** × 減額期間 **3か月** × 補助率 **1/2** = 助成額 **450,000円**

【問合せ先】

産業振興課

課長:西川(にしかわ) 電話:03-3578-2550(直通)

産業振興課 経営相談担当 係長:竹村(たけむら) 電話:03-3578-2288(直通)